

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日 平成 22 年 9 月 1 日

施策No.	08	施策名	乳幼児の健全発育への支援	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	健康課	施策統括課長名	田中 百合子		
施策関連課名	保育課				

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
乳幼児(0~5歳)と乳幼児の保護者	乳幼児の人数 (5月1日時点)	人	5,734	5,527	5,526

施策の目的 「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
子供の発育状況に応じた子育てができる	乳幼児健診の受診率(3~4ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児)	%	96.4	95.3	95.6
成果指標設定の考え方	乳幼児の発育状況を把握し、子育て支援をする事業として乳幼児健診がある。乳幼児健診を受けているかどうか捉えとした。				

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	乳幼児健診の受診率(3~4ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児)は、対象乳幼児に対する受診者の割合とした。
-----------------------	---

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	<p>市民の役割 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する</p> <p>行政の役割 安心して子どもを生み育てられるように、妊娠から出産、育児の各ステージにおいて、親子の健康の維持・向上を目指した、各種健診、育児相談、育児教室等の育児支援を図る。</p>
-------------------------	---

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった</p> <p>根拠： 施策の成果指標である乳幼児健診受診率は、95.6%であり、平成20年度より0.3ポイント向上した。未受診者に対しては、電話・訪問によるフォローを行い、乳幼児の全数把握を行い、安心して子育てができるよう支援に努めている。</p>	<p>①近隣との比較 近隣5市の乳幼児健診平均受診率は、94.6%であり、近隣市平均受診率より高い。妊婦健診の受診率は、近隣市並の89.8%である。</p> <p>②時系列比較 複雑な家庭環境・不安定な育児環境が増加している状況の中で、育児不安を持つ親が増加し、また、育児をする力の不足した親や精神疾患でフォローが必要な親が増えている。</p> <p>③市民期待水準との比較 少子化、核家族化の進行に伴い、出産・育児等の支援の必要な親子のニーズが高まっているため、家庭訪問・育児相談・教室事業の充実を図っている。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名 ・両親学級・妊婦歯科健診事業・母子健康手帳交付事業 ・乳幼児発達健康診査事業・乳幼児歯科相談事業・産婦、乳幼児健康診査事業・母子委託検診、保健指導票発行事業 ・2歳児歯科健診事業・育児相談事業・乳幼児経過観察健診心理相談(個別・集団)事業・妊婦訪問、新生児訪問事業 ・母子保健事業に係る家庭訪問・面接・電話相談事業・離乳食・幼児食教室事業・育児講座等開催事業</p> <p>貢献度の「低い」事務事業名 なし</p>
-----------	---	--	--

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 妊婦健診の公費負担の回数が、21年度から妊婦健診受診票が5回から14回発行となり、さらに里帰り等都外医療機関での健診受診者に対し助成制度を開始したため、予算規模は増額した。人件費は、事業総体として20年度よりやや増額している。 ②近隣との比較 近隣各市と比較して、同様の傾向である。 ③納税者期待との比較 少子化、核家族化が進む中で、子育ての負担や不安感がある市民は、サービスの充実を望んでいると考える。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・母子委託検診・保健指導票発行事業
①本施策を構成する事務事業の数	本数	14	14	13	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	69,635	78,718	102,319	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	33,262	23,427	23,706	
④トータルコスト(②+③)	千円	102,897	102,145	126,025	
効率性指標	円				
⑤対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の事業費(定義式: ② / 乳幼児の人数)	円	12,144	14,242	18,516	
⑥人件費(定義式: ③ / 乳幼児の人数)	円	5,801	4,239	4,290	
⑦トータルコスト(定義式: ④ / 乳幼児の人数)	円	17,945	18,481	22,806	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 母子保健法等で定められた事業が大半である。母子保健事業を取り巻く課題は、母子の心身状況の把握と健全育成にとどまらず、児童虐待や発達障害、子どもの生活習慣の確立等、多岐にわたっているが市の財政状況から考えると現状維持が妥当である。	<input type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 虐待予防の視点から生後4カ月までに全戸訪問(100%)を実施し、事業の充実を図ることを目指している。 妊婦健診公費負担の回数14回の内9回分の国庫補助(1/2:約2千万円)が未定のため予算確保が生ずる。 妊娠中からの母子歯科保健事業の充実を図り、母子共にむし歯罹患率の低下を目指すための事業の実施に向けた要望がある。 次世代育成支援行動計画後期計画における障害児施策の一つとして、乳幼児健診の充実や事後相談支援体制の拡充を図り、関係機関と連携し、支援体制づくりを検討していく必要がある。 母子保健事業の事後フォローが必要な母子の増加に伴い、家庭訪問等によるフォロー体制の充実を図る必要がある。 以上の取り組みや課題があるため、事業費の増が見込まれる。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) ・母子健康手帳交付事業 ・産婦・乳幼児健康診査事業 ・母子委託検診、保健指導票発行事業 ・妊婦訪問・新生児訪問事業 平成21年度実績 86,803,000 円 (84.8 %) コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず 平成21年度実績 15,516,000 円 (15.2 %) 市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)
	施策コスト(事業費)の成り行き予測	施策コスト削減における市の裁量余地	

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

優先施策の選定	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・母子健診ごとに約2割の虐待・DV・精神疾患・発達障害等の要ケアケースが判明しており、家庭訪問等の具体的なケア活動が増加している。ケアを必要としている方のニーズに応えるため、ケースワーカー等、人的体制を強化する必要がある。	① 妊婦健診について ・現在、公費負担は14回。 財源内訳は、地方財政措置(5回分)と平成21年度・22年度のみ国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)の財政支援(9回分)。 ・平成23年度は、国庫補助金(1/2)約2000万円が未定である。 ② 要ケアケースの増加について ・複雑な家庭環境、不安定な育児環境の増加等が見られ、育児不安を持つ親が増えている。 ・育児をする力の不足した親や、精神疾患でフォローが必要な親が増えている。 ・乳幼児健診受診者数2,634人の内、約2割にフォローが必要となっている。 ・関係機関から多問題を抱えた親子の相談が増加している。	③ 障害児施策について ・次世代育成支援行動計画後期計画の障害児施策の一つとして、乳幼児健診の充実や事後相談支援体制の拡充を図り、関係機関と連携して、支援体制づくりを検討する必要がある。 ④ 庁内連携について ・保育園も地域における子育て相談の入口として、より一層の機能を果たす必要がある。 今後も現在の連携関係を維持するとともに、子育てに関するセクションとの連携を進めていきたい。
	要検討課題		

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐめる環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・国の児童虐待防止対策の強化の一環として、発生予防の観点から、生後4か月までの全戸訪問事業(こどもには赤ちゃん事業)は、次世代育成支援対策交付金事業の位置付けで、平成21年度までに全市町村で実施され、全戸訪問(100%)を目指すこととしている。 ・国の少子化対策の一環として、妊娠中の健康診査の公費負担を必要回数(14回)とし、5回分は従来の地方財政措置、9回分は、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)、地方財政措置(1/2)である。平成23年度については、未定である。 ・平成17年施行の発達障害者支援法における児童の発達障害の早期発見のための施策として、母子保健法に定める健康診査が位置づけられているが、国の方向としては、地域の実情に応じて幼児期の発達支援体制の整備を図るとされている。	成果とコストに関する方針	<取り組みべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ・妊婦健康診査における平成22年度の健診回数の維持について検討 ・発達障害の早期発見のための乳幼児健診及び相談体制の充実と、関係機関と連携して、支援体制づくりを検討。 ・乳幼児の親子でフォローが必要なケースの増加に伴い、支援体制の検討
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・平成21年度から妊婦健診の公費負担の回数が5回から14回に拡大した。 ・平成20年度からこどもには赤ちゃん事業を開始し訪問件数は増加している。 ・少子化、核家族化に伴い、育児不安を持つ親が増加し、出産・育児等の支援の必要な親子のニーズが高まっている。 ・子育てに関する情報が氾濫する中で、安心できる確かな情報提供が求められている。 ・出生数の減少傾向にあるが、母子保健事業等の利用者数は増加している。		<対応方向> ・妊婦健康診査における健診回数14回の維持について、国及び東京都の動向を把握しながら、方向性を検討する。 ・乳幼児健診等の母子保健事業で把握された、支援が必要な親子に対し、庁内の子育てに関係する部署と連携し、支援体制づくりを充実させる。